

○ 特定有害物質ごとに定める基準(令和3年4月1日時点)

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002以下	－	0.002以下
	四 塩 化 炭 素	0.002以下	－	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	－	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	－	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	－	0.04以下
	1,3-ジクロロプロパン	0.002以下	－	0.002以下
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02以下	－	0.02以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	－	0.01以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	－	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	－	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.01以下	－	0.01以下
	ベ ン ゼ ン	0.01以下	－	0.01以下
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003以下	45以下	0.003以下
	六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.05以下	250以下	0.05以下
	シ ア ン 化 合 物	検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
	水 銀 及 び そ の 化 合 物	水銀が0.0005 以下、かつ、 アルキル水銀が検出 されないこと	15以下	水銀が0.0005 以下、かつ、 アルキル水銀が検出 されないこと
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	鉛 及 び そ の 化 合 物	0.01以下	150以下	0.01以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下	0.8以下
ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	1以下	
第三種特定有害物質 (農薬等)	シ マ ジ ン	0.003以下	－	0.003以下
	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02以下	－	0.02以下
	チ ウ ラ ム	0.006以下	－	0.006以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	－	検出されないこと
	有 機 り ん 化 合 物	検出されないこと	－	検出されないこと

土壌溶出量基準：土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準で、1リットル中のミリグラム(mg/L)で表します。

土壌含有量基準：土壌に含まれる特定有害物質の量に関する基準で、1キログラム中のミリグラム(mg/kg)で表します。

地下水基準：地下水に含まれる特定有害物質の量に関する基準で、1リットル中のミリグラム(mg/L)で表します。